

## 国民宿舎運営事業特別会計経営健全化計画の令和元年度実施状況の公表

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 24 条において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により、令和元年度における経営健全化計画の実施状況を下記のとおり公表します。

### 第 1 計画と具体的な措置の状況

令和元年度の財政状況については、収益的収入は前年度実績額より 12,871 千円減の 17,090 千円、収益的支出は前年度実績額より 514 千円増の 1,976 千円となった。これらを計画値と比較すると、収益的収入は新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少等を要因として指定管理者納付金を減額したこと、指定管理者納付金の納付を猶予したこと等により計画値を 18,183 千円下回り、収益的支出は納付金の減少等に伴う公課費の減少等により計画値を 1,233 千円下回った。

また、令和元年度の資金不足比率については、前年度より 9.4 ポイント改善し 22.5%となったが、計画値マイナス 57.5%から 80.0 ポイント悪化した。

### 第 2 資金不足額解消の状況

(単位：千円)

年度 区分	計画初年度 の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)	平成 22 年度 (第 2 年度)	平成 23 年度 (第 3 年度)
当初計画 A		△35,907	△97,249	60,060
解消実績額 B		△28,087	△87,944	48,850
現在計画 C		—	—	—
B-A 又は C-A		7,820	9,305	△11,210
資金不足額	765,310	793,397	881,341	832,491

年度 区分	平成 24 年度 (第 4 年度)	平成 25 年度 (第 5 年度)	平成 26 年度 (第 6 年度)	平成 27 年度 (第 7 年度)
当初計画 A	73,620	118,168	128,414	154,178
解消実績額 B	△454,604	109,814	125,963	183,992
現在計画 C	—	—	125,963	183,992
B-A 又は C-A	△528,224	△8,354	△2,451	29,814
資金不足額	1,287,095	1,177,281	1,051,318	867,326

年度 区分	平成 28 年度 (第 8 年度)	平成 29 年度 (第 9 年度)	平成 30 年度 (第 10 年度)	令和元年度 (第 11 年度)
当初計画 A	267,669	242,434	261,353	271,484
解消実績額 B	265,307	259,213	264,295	32,479
現在計画 C	265,307	259,213	264,295	32,479
B-A 又は C-A	△2,362	16,779	2,942	△239,005
資金不足額	602,019	342,806	78,511	46,032

第3 資金不足比率の状況

(単位：%)

年度	計画初年度の前年度	計画初年度 (平成 21 年度)		平成 22 年度 (第 2 年度)		平成 23 年度 (第 3 年度)	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率							
資金不足比率	238.0	248.0	240.2	250.5	246.7	247.1	279.7

年度	平成 24 年度 (第 4 年度)		平成 25 年度 (第 5 年度)		平成 26 年度 (第 6 年度)		平成 27 年度 (第 7 年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率								
資金不足比率	225.4	457.7	429.3	436.8	382.2	401.5	325.5	336.3

年度	平成 28 年度 (第 8 年度)		平成 29 年度 (第 9 年度)		平成 30 年度 (第 10 年度)		令和元年度 (第 11 年度)	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
資金不足比率								
資金不足比率	227.2	235.2	138.2	149.0	42.1	31.9	—	22.5

備考 (令和元年度の計画値と実績値の差異の理由について)
令和元年度は、計画の最終年度であり、資金不足比率は経営健全化基準である 20%を下回る予定であったが、令和元年度の計画で 251,028 千円としていた一般会計からの繰入れを6年間(令和元年度から令和6年度まで)に平準化し41,838 千円としたこと及び新型コロナウイルス感染症の影響による利用者の減少等を要因として指定管理者納付金を減額したこと、指定管理者納付金の納付を猶予したこと等により 22.5%となった。

第4 その他経営の健全化に必要な事項の措置の状況

計画最終年度である令和元年度決算において資金不足比率が経営健全化基準の 20%未満を達成できなかったため、計画を延長するよう令和2年度中に計画の変更を行う。